

12 秋田市立図書館条例

昭和57年12月23日
条例第36号

秋田市立図書館設置条例（昭和29年条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の教育と文化の発展に資するため、本市に図書館を設置する。

（名称および位置）

第2条 図書館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田市立中央図書館明德館	秋田市千秋明德町4番4号
秋田市立土崎図書館	秋田市土崎港中央六丁目16番30号
秋田市立新屋図書館	秋田市新屋大川町12番26号
秋田市立雄和図書館	秋田市雄和妙法字上大部48番地1

（平3条例15・平10条例9・平16条例120・一部改正）

（分館）

第3条 秋田市立中央図書館明德館に分館を置く。

2 分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田市立中央図書館 明德館河辺分館	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地1

（平18条例67・追加）

（文庫）

第4条 図書館に必要があるときは、文庫を置くことができる。

（平10条例9・旧第4条繰上、平18条例67・旧第3条繰下）

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館（分館を含む。以下同じ。）への入館を拒否し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 図書館の施設、設備および資料を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることを不相当と認めるとき。

（平16条例120・追加、平18条例67・旧第4条繰下・一部改正）

（損害賠償の義務）

第6条 図書館を利用する者は、その設備、資料等を汚損し、破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（平16条例120・追加、平18条例67・旧第5条繰下）

(図書館協議会)

第7条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、図書館にその共通の図書館協議会として、秋田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平3条例15・一部改正、平10条例9・旧第5条繰上・一部改正、平16条例120・旧第4条繰下、平18条例67・旧第6条繰下、平24条例28・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平10条例9・旧第6条繰上、平16条例120・旧第5条繰下・一部改正、平18条例67・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3.3.14条例第15号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10.1.23条例第9号)

この条例は、平成10年4月17日から施行する。

附 則(平成16.11.15条例第120号)

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成18.12.27条例第67号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24.3.26条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

13 秋田市立図書館管理運営規則

昭和58年3月15日
教委規則第4号

秋田市立図書館の組織および管理に関する規則（昭和32年教委規則第5号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市立図書館条例（昭和57年秋田市条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、秋田市立図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。（平3教委規則4・平10教委規則3・平16教委規則24・平19教委規則10・一部改正）

第2条 削除（平3教委規則4）

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

名 称	開 館 時 間	
	火曜日から金曜日	土曜日、日曜日および休日
中央図書館 明徳館	午前9時から午後7時まで (ただし、7月は午後8時まで)	午前9時から午後5時まで
土崎図書館	午前10時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで
新屋図書館	午前10時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで
雄和図書館	午前10時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで
中央図書館明徳館河辺分館	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時まで

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（平16教委規則11・全改、平16教委規則24・平19教委規則10・一部改正）

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 資料整理日（毎月1回）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）

（平10教委規則6・平13教委規則6・平16教委規則24・一部改正）

第5条および第6条 削除（平16教委規則24）

（損傷又は亡失の報告）

第7条 館長は、図書館および文庫の施設ならびに設備の一部又は全部が損傷し、もしくは亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し指示を受けなければならない。

（平10教委規則3・一部改正）

(事業計画等の報告)

第8条 館長は、おおむね次の事項を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 図書館の年間の奉仕計画およびその実施状況
- (2) 図書館および文庫の警備ならびに防災計画書の作成状況

(平10教委規則3・一部改正)

第2章 館内利用

(利用場所)

第9条 館内で資料を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。

(児童等の利用場所)

第10条 幼児および児童が資料を利用するときは、こどもコーナーを利用するものとする。ただし、特に許可されたときは、この限りでない。

(貸出しできる範囲からの除外)

第11条 次の各号に掲げる資料は、貸出しを許可しないものとする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 委託資料
- (2) 郷土資料および行政資料
- (3) 館長が定める期間を経過しない逐次刊行物
- (4) その他貴重な資料と定めた資料

第3章 館外利用

(個人貸出し)

第12条 資料の貸出しを受けることのできる者は、市内に居住又は通勤もしくは通学する者でなければならない。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

第13条 資料の貸出しを受けようとする者は、居住又は身分を証明する書類を提示し、個人貸出券の交付を受けて利用の都度提示しなければならない。

- 2 個人貸出券を所持する者が、個人貸出券を紛失したとき又はその住所、氏名もしくは身分を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 3 個人貸出券は、他人に譲渡もしくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

第14条 個人貸出しを受けることのできる資料は、図書については1回10冊以内、コンパクトディスク等(コンパクトディスク、ビデオテープその他これらに類するものをいう。以下同じ。)については1回3点以内とし、その貸出期間は、図書については14日以内、コンパクトディスク等については7日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

(平16教委規則24・平24教委規則1・令2教委規則2・一部改正)

(団体貸出し)

第15条 資料の貸出しを受けることのできる団体は、市内の事業所、機関および団体等(以下「団体」という。)で、館長が適当と認めたものとする。

第16条 資料の貸出しを受けようとする団体は、所在を証明する書類を提示し、団体貸出券の交付を受けて

利用の都度提示しなければならない。

2 団体貸出券を所持する団体が、団体貸出券を紛失したとき又はその所在もしくは名称を変更したときは、団体の責任者は、速やかに館長に届け出なければならない。

3 団体貸出券については、第13条第3項の規定を準用する。

第17条 団体貸出しを受けることのできる資料は、1回50冊以内とし、貸出期間は、1月以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

(移動図書館)

第18条 移動図書館は、市内を巡回して資料の貸出しおよびその他の奉仕を行う。

2 移動図書館の利用については、第12条から第14条までの規定を準用する。ただし、貸出期間は、次の巡回日までとする。

3 移動図書館の巡回の日程および場所は、館長が定める。

第4章 資料の寄贈および委託

(資料の寄贈および委託)

第19条 図書館は、資料の寄贈および委託を受けることができる。

第20条 寄贈資料は、図書館所有の資料と同様の取扱いをするものとする。

第21条 図書館は、委託資料が災害その他の避けることのできない事情により受けた損害に対してその責任を負わないものとする。

第5章 文庫 (平10教委規則3・改称)

(文庫)

第22条 条例第4条の規定に基づき設置された文庫の利用について必要な事項は、別に定める。

(平13教委規則6・全改、平19教委規則10・一部改正)

第6章 雑則

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

(平10教委規則3・旧第24条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 秋田市立図書館資料利用手続規程(昭和29年教委規則第6号)

(2) 秋田市公民館分館設置規則(昭和51年教委規則第3号)

附 則(昭和61.3.29教委規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元 .10. 7 教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3 . 3 .25 教委規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10 . 3 .24 教委規則第3号)

この規則は、平成10年4月17日から施行する。

附 則 (平成10.12. 2 教委規則第6号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成13 . 3 .26 教委規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16 . 5 .14 教委規則第11号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成16.12.22 教委規則第24号)

この規則は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成19 . 3 .20 教委規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24 . 1 .25 教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2 . 6 .26 教委規則第2号)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

14 秋田市立図書館協議会運営規則

昭和58年3月15日
教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市立図書館条例（昭和57年秋田市条例第36号）第7条の規定に基づき設置された秋田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平10教委規則4・平16教委規則25・平19教委規則13・一部改正)

(委員長等)

第2条 協議会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 会議の定例会は、年2回とし、必要に応じて臨時会を招集することができる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、意見又は報告を求めることができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 秋田市立図書館運営委員会規程（昭和29年教委規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成10.3.24教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月17日から施行する。

附 則（平成16.12.22教委規則第25号）

この規則は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成19.6.29教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

秋 田 市 民 憲 章

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

1. 健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
1. あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
1. 環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

(昭和36年6月制定)

秋田市の人口 ~秋田市人口世帯表より~

人 口	300,257人
男	141,767人
女	158,490人
世帯数	138,101戸
面 積	906.07km ²

(令和5年4月1日現在)

令和5年度

秋田市の図書館要覧2023

発行年月 令和5年7月

発行 秋田市立中央図書館明德館
〒010-0875 秋田市千秋明德町4番4号
TEL (018) 832-9220
FAX (018) 832-6660

印刷 (株)東海林印刷
〒010-0021 秋田市榎山登町7-51
TEL (018) 835-2959
FAX (018) 835-0722

